平成２３年（フ）第３２７５号
横浜市栄区中野町50番地　サンハウスＡ―201
債務者　能登　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９３号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目18番４号
債務者　小笠原郁代
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０１号
川崎市川崎区大師駅前１丁目13番４―701号　パワーハウス大師
債務者　川添　信子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３０７号
横浜市泉区中田東１丁目７番18号　グリッティーパレス101号
債務者　君野　　純
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１１号
横浜市鶴見区駒岡３丁目33番25号
債務者　神田　季之
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３１４号
横浜市保土ケ谷区仏向町1685番地　セントラル横濱401号室
債務者　田中　宏栄
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２１号
横浜市金沢区瀬戸６番２号
債務者　秋山　好和
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５２号
島根県益田市七尾町５番24号、前住所島根県益田市昭和町１番44号
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第６０９号
静岡県浜松市西区馬郡町4225番地の１　プラーノ佐七201
債務者　鈴木　盛久
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６２１号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目37番15―704号　サンクレイドル高丘
債務者　大迫　信幸
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４４号
静岡県浜松市中区富塚町157番地の１
債務者　難波　　実
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４５号
静岡県浜松市中区富塚町157番地の１
債務者　難波奈津子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６４７号
静岡県袋井市宇刈609番地の２
債務者　石井　孝司
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７８号
熊本県人吉市下城本町1520番地
債務者　宮川美代子
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後２時
熊本地方裁判所人吉支部

平成２３年（フ）第１７６０４号
東京都世田谷区経堂２丁目15―７―108
債務者　加藤　　修
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６４０号
東京都墨田区文花１丁目８―２―202
債務者　石川　昌之
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可　年三月三十一日